

戦後北軽井沢の観光開発をめぐる長野原町と観光資本

老川 慶喜

Naganohara-machi and tourism capital over the development as a sightseeing spot in postwar Kita-karuizawa

Yoshinobu OIKAWA

要旨：群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢の戦後は、草軽電気鉄道に運輸営業の廃止を告げられることから始まる。北軽井沢地区は、草軽電鉄の沿線に位置し、同鉄道の開通後別荘地として開発されてきた。したがって、同鉄道の営業廃止は、北軽井沢地区にとっては死活にかかわる問題であった。長野原町は、北軽井沢地区発展の道を観光開発に求め、「草軽東急」（東急電鉄、東急観光、草軽電鉄）と協力して進めようとした。しかし、これに国土計画興業（前身は箱根土地、のちのコクド）が異を唱え、北軽井沢の観光開発は頓挫することになった。国土計画興業と東急資本は、軽井沢や箱根で観光開発をめぐる対立しており、それが北軽井沢にも持ち込まれたとみることができる。筆者は、北軽井沢の観光開発をめぐる長野原町と観光資本の動向を明らかにしようと考えているが、本稿はその概要を『長野原町報』の記事と長野原町役場所蔵の行政文書によって明らかにしようとするものである。

キーワード：長野原町、北軽井沢、草軽電鉄、草軽東急、国土計画興業、浅間山麓町有地、観光開発

はじめに

1. 浅間山麓町有地の観光開発
2. 国土計画興業の妨害

おわりに

はじめに

1949（昭和24）年、草軽電気鉄道⁽¹⁾の高木時雄社長以下2名が長野原町を訪れ、地蔵川ホテルで同町の地元有志20余名との会見を開き、会社の経営内容を説明し、重役会議で新軽井沢～上州三原間の路線が廃止されることになったと報告した⁽²⁾。草軽電鉄は、1915年7月に軽井沢駅前の新軽井沢駅から小瀬温泉駅まで9.9kmの路線を開業したのを皮切りに順次路線を延長し、1926年9月に新軽井沢～草津温泉間55.5kmの全線を開業した。

爾来、草軽電鉄は、軽井沢と草津温泉を結ぶ唯一の鉄道として旅客・貨物の輸送を担ってきたが、経営はきわめて不振であった。とくに、1946年4月に国鉄長野原線（渋川～長野原間）が旅客営業を開始すると⁽³⁾、草津温泉の浴客は長野原線を利用するようになり、草軽電鉄の経営は一層苦しくなった。

しかし、1950年11月13日に運輸省の8階講堂で運輸審議会が開催した「草軽電気鉄道株式会社営業線一部廃止公聴会」で、草軽電鉄社長の中澤勳が「当路線は何分にも浅間白根両火山の山系にわたる高原をたどっているいわゆる高原鉄道でございまして、沿線は人口きわめて稀薄でございまして、ほとんど未開発地帯を通過しておるのであります。歴代の経営者はあらゆる方法を講じまして、沿線の開発をいたしたのでございますが、ちょうど中間にある北軽井沢の避暑地が相当の開発をみました以外には、ほとんど開発と申し上げるほどのものがございませぬので、従つて常に営業は不振の状態を続けて来たのでございます」と発言しているように、草軽電鉄の開業によって長野原町北軽井沢

地区は高原避暑地として開発されてきたのである⁽⁴⁾。したがって、北軽井沢地区にとって、草軽電鉄の営業廃止は死活の問題であった。長野原町議会は、地蔵川ホテルでの説明会が終わると、樋田済議長の名で以下のような決議を発表した⁽⁵⁾。

決議

草軽電鉄は（明治の末期）沿線先覚者により、上信高原の連山を切開き、あらゆる困難と闘い敷設し、幾多眠れる資源の開発と沿線住民の福祉に貢献したるは世人の齊しく認めるところなり。

今や観光事業は我が国策上俄然その重要度を高めつつあるとき、上信越国立公園の指定を見、更に浅間山麓六千町歩の総合開発計画もなり、続々入植せらるゝとき、突如として本公園の中心をなす浅間白根両山の連絡観光鉄道施設を撤去せんとするは、現下直面せる新国情を無視し、敢て国策に背反する行為と断ぜざるを得ず。且つ撤去線路を売却巨利を貪ぼらんとするは絶対に黙視し得ず。

ここに公益事業体たる草軽電気鉄道路線撤去に対し、沿線住民一同を代表し絶対反対を表明するものなり。

右決議す。

昭和二十四年十月一日

長野原町議会 議長 樋田 済

長野原町議会は、草津・万座・浅間地域が上信越高原国立公園に指定され、浅間山麓6000町歩の総合開発計画に取り組もうとしているとき、草軽電鉄の路線を廃止するのは「国策に背反する行為」であるとして、町議会議長樋田済の名で断固反対を表明したのである。しかし、長野原町議会の反対にもかかわらず、草軽電鉄は1960年4月に新軽井沢～上州三原間、62年1月には上州三原～草津温泉間の鉄道営業を廃止し、同年5月に全路線を撤去した。

国鉄長野原線は、1956年1月にディーゼルカー運転を開始し、煤煙の追放、スピードアップを実現し、1960年4月に上野からの急行直通列車の運行を開始した。そして、1967年7月には長野原線の全線電化が実現し、上野からの所要時間が2時間余りとなって、吾妻温泉郷が東京の奥座敷として脚光を浴びるようになった。

その後、1971年3月に長野原～大前間の孀恋線が開通すると、長野原線と孀恋線を合わせて吾妻線と路線名称を変更した。そして、吾妻線の「開通以来通勤通学の利用者も激増し、更に西吾妻観光開発の躍進に伴って一般観光客、浴客、スキー客も年々増加したため」、同線の「列車の運行回数増とスピード化がはかられるようになった」のである⁽⁶⁾。

長野原町は、こうした中で戦後の町づくりに着手しなければならなかった。その重要な施策の一つが観光開発で、浅間山麓の広大な町有地に観光施設をつくって観光客を誘致しようとしたのである。観光開発のためには、膨大な資金を調達しなければならない。資金調達の方法としては、さしあり①町自体で支出、②国や県に依存、③民間資本の導入の3つの方法が考えられるが、長野原町は③の民間資本を導入する方法を選んだ。そこで、長野原町北軽井沢地区に位置する浅間山麓町有地の観光開発をめぐる、長野原町と大手開発業者との間で交渉がなされた。本稿では、その経緯を長野原町役場が発行する『長野原町報』の記述を追うことによって、その概要を把握しようとするものである。

1. 浅間山麓町有地の観光開発

1956（昭和31）年7月の長野原町議会では、浅間山麓町有地（通称・南木山）の貸付問題が審議された。同年7月6日の議員協議会では、東拓興業による町有地一部買受申請について、同社の関係者と交渉したが一致点に達しなかったと報告された。一方、「草軽東急」⁽⁷⁾の側からの借受申請については各議員が検討の上、長野原町としての案をまとめることになり⁽⁸⁾、長野原町は1956年から北軽井沢地区の観光開発に着手することになった。町長の桜井武は、1957年の「年頭の辞」で56年を振り返りながら、この間の経緯について以下のように述べている⁽⁹⁾。

願れば昭和三十一年は多難の年でした。……略……其の結果三十年度の総決算に於て五百四拾六万余円と云う赤字が出来たのであります。長野原町始って以来の赤字財政なのであります。……略……三十一年度で其の半分

位は補頭が出来ますが三十二年度でも緊縮財政を行って何とか今年こそ此の赤字を埋めて赤字財政を解消する覚悟で御座います。

町長の桜井武によれば、赤字財政に転落するなど1956年の長野原町は「多難の年」であった。長野原町の財政の推移をみると表のようで、1956年度の歳入は4035万5000円、歳出は3757万1000円であったので、桜井町長の認識が正しいかどうかについては検討が必要であるが、それはともかくとして、もう少し町長の「年頭の辞」をみてみよう。

今一つ残された事業に浅間高原の開発の問題であります。観光地としての浅間高原が時代の脚光を浴びて大きく見直されたことは既に皆さん御承知の通りで御座います。これが開発に中央の権威者が出て参りまして之が開発を申込んで来た次第であります。昭和三十一年に於て之を議題に慎重審議して之が対策を練ったのであります但未だ其の結果が出ないのであります。之が開発方針の如何は長野原町今後の盛衰にも関係があるのではないかと思いますので広く町民の皆さんよりの御意見を求めて方針を決めたいと思います。何卒最良の御方針を御寄せられたいのであります。恒久に亘って之が利得を得るやう対策を樹てたいと思います。一時の財政の救助に汲々として恒久に亘る事業方針を誤らないよう考えますので、今年こそ此二点に主力を集めて之が解決に努力する覚悟で御座います。

このように、長野原町は浅間高原の観光開発に着手するのであるが、桜井町長は「開発方針の如何は長野原町今後の盛衰にも関係がある」重要な問題であるので、広く町民の意見を求めたいというのである。桜井町長は、「一時の財政の救助に汲々として恒久に亘る事業方針を誤らないよう」にしたいと、きわめて慎重な姿勢で浅間高原の観光開発に臨んだのである。

しかし、その後浅間高原の開発はなかなか進捗しなかった。桜井町長は、1958年4月の町長選挙で再選を果たしたのちの「就任の辞」で、浅間高原の開発について以下のように述べた⁽⁹⁾。

浅間高原は皆さんも御承知の通り交通機関の発達に伴い、東京周辺の感を強くするようになった事と、鬼押出しの奇岩は日本には桜島と二ヶ所と云ふ奇景地であるのであります。茲に注目されると云うことは当然の事であり、去る昭和三十一年東急より之が貸借方を申入れたのであります。其の時より足かけ三年を経過している次第で御座います。町民の皆さんからは町長は何事もせず放って置いたのではないかと御叱を受けているかも知れませんが、町長としては決して放って置いたではありません。私も此の景勝地を観光資源として町財政の財源を茲に求め、此の財源によって将来長野原町財政に寄与せんと考えたのであります。直接町経営として財源とするか、貸付によって財源を求めるかについて研究して参ったのであります。

幸い去る昭和三十三年三月の町議会の協議会に於て貸付によって財源を求めると云うことに意見の一致を見たのであります。町議会に於ては議長を含めて六名、それに町民を加えて七名の交渉委員が選れたのであります。此の交渉委員によって其の後三回程相手方と交渉をしたのであります但未だ其の貸付条件については結果が出て居りません。元より貸付に伴うものは利害関係で御座いますので、私は此の貸付については硝子張の中に於て衆

表 長野原町の財政

(単位：千円)

年度	歳入	歳出	差引
1946	580	520	60
1947	5,242	5,030	212
1948	19,310	14,948	4,362
1949	16,070	11,141	4,929
1950	22,500	17,137	5,363
1951	22,174	17,913	4,261
1952	30,687	27,914	2,773
1953	29,799	29,070	729
1954	39,194	38,075	1,119
1955	39,825	37,404	2,421
1956	40,355	37,571	2,784
1957	51,266	49,649	1,617
1958	43,577	43,370	207
1959	49,563	49,286	277
1960	64,881	63,777	1,104
1961	77,188	76,854	334
1962	121,631	109,973	11,658
1963	167,582	151,543	16,039
1964	193,231	189,732	3,499
1965	205,642	194,290	11,352
1966	388,208	440,595	-52,387
1967	301,125	379,814	-78,689
1968	263,460	288,820	-25,360
1969	235,351	240,407	-5,056
1970	559,181	484,619	74,562
1971	417,190	364,679	52,511

出典：『長野原町誌』上巻、1976年、234～235頁。

人の監視する中で公明の立場で最善の方法によって、最高の条件で貸付たい所存です御座いますので町民の皆さんの厳格なる着視を御願すると共に私どもが最善の方法で、最高の条件で貸付が出来よう御協力の程を御願するものであります。

桜井町長の「就任の辞」によれば、長野原町は浅間高原の開発を町財政の改善に結びつけたいと考えており、そのため町有地を売却するのではなく、東急側に貸し付けることにした。そして、町議会では議長を含む町議会議員6人と町民1人からなる交渉委員を選出して交渉にあたらせているが、なお妥結をみていないというのであった。

1959年8月3日には、長野原町当局と同町議会議員が浅間山麓町有地の視察を行い、「押し出し附近をはじめ北軽井沢近辺の状況を終日視察終つて協議会を開き意見を交換」した⁽¹¹⁾。事態が動いたのは、そのあとであった。草軽東急から、浅間高原町有地貸付の件について、以下のような契約案が示されたのである⁽¹²⁾。

- ①賃借料金は1375万円とし、契約と同時に支払う。
- ②浅間高原町有地内には、長野原町が群馬県と造林契約を結んだ26町歩余の県行造林地があるが、その解除費用100万円は長野原町が負担する。
- ③賃貸料は年間250万円とするが、初年から7年間は免除する。
- ④貸借期間は9年間とする。
- ⑤浅間牧場入口から岩窟ホールに通ずる町村道浅間線以北の地、および2級国道長野原・軽井沢線に沿う町有地10万坪は賃借地から除外する。前者については草軽東急と長野原町の意見が一致しているが、後者については交渉中である。

この草軽東急によって示された浅間高原町有地の貸借契約案は、桜井町長によれば草軽東急が「貸借契約成立の暁には長野原駅を基点として北軽井沢を中心として地元民と相携へて共存共栄ということを根本精神としての一大開発計画」であった⁽¹³⁾。ここでは、この草軽東急から出された開発計画を「草軽東急案」と呼ぶことにする。

「草軽東急案」をめぐる^(ママ)、長野原町民からさまざまな意見が寄せられた。長野原町第9区・10区の町民からは、「浅間町有地を東急急行株式会社に貸付する件に就て、是が町の将来並北軽井沢の将来の発展を勘案し、貸付することが最も妥当である」「目睫にせまった路線の廃止に取って代わって、バス路線の発達を促す結果に於ても、町有地の貸付を一日も早く促進していただきたい」などという積極的な意見が寄せられた⁽¹⁴⁾。

浅間町有地貸付問題研究会の会員からは、「一旦貸してしまえば、この土地は、実際に所有権はあっても無いと同様になる」「オリンピックを控え、この地内は観光地として開発され、賃貸料が現在の数倍になるので、早急に貸し付けることはない」「北軽地区には、政府としても観光開発の用意があるので、早急に対処することはない」「地元金を落とすと言っているが、東急の現在までのやり方を見ると、保証の限りではない」「長野原町として、すでに西武に土地を貸して非常に迷惑をしている」「約800町歩の賃貸料が年180万円というのは、極めて安い」などと、やや否定的な意見が寄せられた⁽¹⁵⁾。

以上のような経緯を経て、1961年3月11日に桜井町長は議会に「浅間山麓町有地開発契約案」を提出し、承認を得た。これを、ここでは「長野原町案」と呼ぶことにする。「長野原町案」によれば、浅間山麓町有地の開発面積は約830町歩で、これは1956年から足かけ6年をかけて町当局や議会など、町内各方面で検討してきた結果でもあった。その内容は、以下のようであった⁽¹⁶⁾。

- ①鬼押し出し付近に町営の溶岩道路（観光自動車道）をつくる。
- ②溶岩道路に草軽東急側の定期バス運行の優先権を認める。そのさい、草軽東急側は権利金として1375万円を運行開始と同時に支払う。
- ③町有地の貸借については、この案の趣旨にもとづいて別に定める。

「長野原町案」をめぐる、長野原町と「前・元町長」「町有地を守る会」「観光協会」「9・10区住民」とのあいだで5者協議が行われた。まず、前・元町長が「長野原町案」に賛成した。そして、町有地を守る会側（代表・星河義一）も「吾々が反対したのはあの八三〇町歩が、一三七五万円円で東急に買取られるようなものでは困るということであり町当局議会が吾々の真意を理解され慎重審議されたことは感謝に堪えない。町長提案の趣旨にも吾々の真意が生

かされているので吾々はこれ以上ということはない」「浅間の煙と共に当町の限らない発展に努力をおねがいするばかりである」とほぼ賛成であった。観光協会（代表・土屋延八郎）は、「私としては一日も速やかに開発していただきたい」と「長野原町案」を支持していた。9・10区の住民たちも、「現在北軽は電車が外され、開発はかえつて後退している現状だ。一日も早くあの土地の開発に着手して貰うことを願うばかりだ」（北軽部落長・栃原智勇蔵）、「どうしても早く開発して貰わなければ北軽はやつていけない。幸い「守る会」の方々にも理解いただき喜びに堪えない」（10区会議長・浅井秋一）、「吾々は十区と歩調を合せて今日まで来た。どうか当初の目的を貫ぬき北軽そして町の発展のために努力をおねがしたい」（9区長・佐藤元助）と、おおむね賛成であった。

桜井町長は、4月25日、この問題の経緯と町長の考え方を有線放送で約1時間30分にわたって説明し、「町長としての立場で考えても一番良い案であると信じ、町民の多くの人々が支持してくれているので私はこの案に基づいた開発を進めていきたい」と協力を要請した。町長によれば、町の事業として予定している溶岩道路については、今年中には完成したい。そして、東急側でも町の工事と併行して、ヘリコプターの発着所や休憩所、売店、その他の施設に乗り出したいといっている、ということであった。そして、「今年の北軽井沢周辺は、観光客と、開発工事でにぎわうことでしょう」と希望的な観測も述べていた¹⁷⁾。

1961年5月4日には、長野原町役場において町長と草軽東急との間で「浅間山麓町有地開発問題に関する契約書」に調印がなされ、町有地約830町歩の開発は長野原町と草軽東急とで協力しながら進められることになった。

一方、長野原町は浅間高原の観光開発計画を厚生省国立公園部に申請したが、火山研究所からストップをかけられた。桜井町長の説明によれば、その経緯は以下のようであった¹⁸⁾。

国立公園部としては、最初は観光開発計画に対して非常な賛意を表して激励されており、見通しも明るかったのですが、偶々火山研究所よりの学者の意見が、浅間山は火山の性質上爆発の恐れがあり、噴火口を中心として半径四軒以内の地には危険があるから観光施設の認可はしない方がよいとの意見が出され、国立公園部でも之に応じない訳にはいかないので四軒以内には認可をしないことになったのであります。

そこで長野原町は、4km以外の地に以下のような内容の開発計画を立て、厚生省国立公園部に認可の申請をした¹⁹⁾。

- ①町村道浅間線を幅員8mとして大改修を施し、浅間牧場と鬼押出しを連絡させると同時に鬼押出しへの玄関としての性格を持たせるようにする。
- ②既存の県施行の自動車駐車場の改修を施し、一般自動車の駐車に便利を与える。
- ③駐車場と溶岩地帯との間にある溪谷に、展望台としての機能を加味した観光目的の橋梁を架設する。この展望観光橋は深さ50mの谷間に架かるもので、展望が絶景なので観光施設として非常に価値がある。
- ④展望観光橋によって観光客を誘導するため溶岩地帯に通ずる遊歩道を2000m建設する。ただし、1000mは既存の道路を修理すればよいので、新たに建設するのは1000mの道路である。

改修費は、町村道浅間線500万円、展望観光橋600万円、駐車場・遊歩道275万円、合計1375万円であるが、その経費は東急電鉄、東急観光および草軽電鉄の3社（すなわち草軽東急）が負担する。一方、長野原町は「其の代償として三社に国土有料道路と此度計画の登山道路間で駐車場に面する土地を二万坪無償で貸与する」というのであった。1961年11月13日の町議会で契約文が議決され、12月2日に現地で起工式を挙行した。桜井町長はこの計画を「浅間観光の橋頭保」と位置づけ、「昭和三十六年の鬼押出しの観光客は七十万人と聞きますが、其の三割入場するものとするれば一人入場料三十円として六百万円の入場料が入る訳です。一日も早く此の四つの計画を出来上らせて浅間山観光開発の拠点とすると共に町財政の一助となることを祈念するものであります」と、その意義を強調していた。

浅間高原の観光開発は、1963年1月には「浅間線の改良工事、駐車場の改良工事もほぼ竣工して鬼押し出し橋を残すだけ」となった。しかしこの間、詳細のちに述べるが、1962年7月に国土計画興業との間で訴訟が起こり、10月22日には唐沢和夫助役の証人尋問が始まっていた。桜井町長は、この裁判について「今後の浅間町有地の観光事業の盛衰に重大の関係」があるとの認識を示し、町民に向かって「何卒裁判に勝抜き観光事業の完成が出来るよう皆さんの御協力を御願」と述べて²⁰⁾。

2. 国土計画興業の妨害

それでは、長野原町と国土計画興業との間に発生した問題とは何か。長野原町は、草軽東急と契約を締結し、浅間高原の観光開発に着手しようとしたとき、突然国土計画興業の妨害に遭遇したのである。国土計画興業の前身は、1920年3月に堤康次郎が設立した箱根土地株式会社で、軽井沢の千ヶ滝地区を別荘地として開発したのち、浅間山麓から草津・万座地区の開発を手がけ、別荘地の分譲や自動車道路の整備に着手した²¹⁾。

その国土計画興業が、長野原町が町道浅間線を完成させ、その奥に観光施設をつくらうとすると、異を唱えてきたのである。長野原町が1929年頃に国土計画興業に貸与した土地が自動車専用道路となっているが、町道浅間線とこの道路を交叉させることはできないというのである。そうすると、観光施設をつくっても観光客を受け入れられないので、長野原町は1962年6月22日に貸与期間が切れるのをまって返還を求めたが、国土計画興業はそれに対しても拒否した。

それどころか国土計画興業は、長野原町の管理する町道浅間線と当社が経営する有料道路との交差点付近に木柵を作ったり有刺鉄線を張ったりして、町道浅間線の交通を遮断するという暴挙に出た。長野原町は、この行為は刑法第124条第1項に該当するとして、1963年5月10日の町議会で国土計画興業代表取締役堤義明を中之条検察庁に告訴することを決議した²²⁾。そして、5月18日の町議会では、「国土計画興業株式会社の現在行っている町道浅間線通行妨害事件につき当町は、公道としての維持管理の責任上行政代執行法を適用し、この障害を排除するものとする」²³⁾と、国土計画興業の町道浅間線通行妨害事件に行政代執行法を適用するとともに、「国土計画興業株式会社の町道浅間線通行妨害事件につきこれを排除し公道としての維持管理の責任を果すため町道の管理占有一般の通行を妨害してはならない趣旨の仮処分を」²⁴⁾八王子地方裁判所に申請することを決議した。そして、同年6月、次のような仮処分申請がなされた²⁵⁾。

昭和三十八年専決第三号

行政代執行後の妨害禁止仮処分申請について

国土計画興業 KK が町道浅間線をガードロープをもって遮断したため、当町としては、行政代執行法の適用によりこれが妨害を排除し、公道維持を図らなければならなくなったが、当町の行政代執行により該物件排除後再び国土計画興業 KK に於て町道を遮断、妨害をなすおそれが十分あると考えられるので、これが防止の手段として国土計画興業 KK 所在地である国立市を管轄する八王子地方裁判所に対し町道妨害禁止の仮処分を申請するものとする。

供託金については昭和三十八年六月六日議決された議第二号（町道遮断仮処分事件につき取消申立てその他について）の場合と同じく町一般財源より支出する。

右地方自治法第一七九条第一項により専決処分する。

昭和三十八年六月 日

長野原町長 桜井 武

桜井町長は、仮処分申請を専決処分事項として7月3日の町議会で報告をした。しかし、これに対し、次のような文書が前橋地方裁判所から長野原町役場に届いた。煩を厭わずに全文を引用しよう。

昭和三十八年（行モ）第一号

決 定

東京都北多摩郡国立町国立一三番地

申立人（原告） 国土計画興業株式会社

右代表者代表取締役 堤 義明

右訴訟代理人弁護士 中島 忠三郎

遠藤 和夫

丸山 一夫

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原六六番地

被申立人（被告） 長野原町

右代表者町長 桜井 武

右当事者間の昭和三八年（行）第三号行政処分取消請求事件につき、申立人は行政代執行停止の申立（同年（行モ）第一号）をなした。当裁判所は、被申立人代表者町長桜井武の意見をきいたうえ、右申立を相当と認め、主文のとおり決定する。

主 文

被申立人が長総発第一〇三七号で昭和三八年六月二七日、申立人に対してした申立人所有の別紙目録記載物件の撤去の代執行をなすべき旨の戒告書（戒告処分）に基く手続の続行は、昭和三八年（行）第三号行政処分取消請求事件の本案判決確定にいたるまでこれを停止する。

昭和三八年六月二九日

前橋地方裁判所民事部

裁判長 裁判官 細井 淳三

裁判官 秋吉 稔弘

裁判官 荒井 真司

目 録

群馬県吾妻郡嬭恋村大字モロコシー〇五三番地

所在のガードロープ（次のとおり）

前橋地方裁判所民事部からの文書によれば、国土計画興業が前橋地方裁判所に長野原町の行政代執行の停止を求め、同裁判所が「被申立人代表者町長桜井武の意見をきいたうえ」で、行政代執行の停止を決定したとある。これに対して長野原町議会は、「前橋地方裁判所の中に「町長の意見を聞いた上」とあるは、全く事実に反するものである」として、同裁判所の細井淳三（裁判長）、秋吉稔弘、荒井真治の三人の裁判官を公文書虚偽記載罪として告訴するとともに²⁶⁾、国会の裁判官弾劾機関に提訴することを決議し²⁷⁾、以下のような「声明書」を発表した²⁸⁾。

声明書

我が長野原町と国土計画興業株式会社との間に於て浅間山麓町有土地貸借問題について係争中の処、今回前橋地裁細井淳三、秋吉稔弘、荒井真治の各裁判官は昭和三七年六月二十九日国土計画興業株式会社の申請に基き、前橋地裁昭和三十八年（行モ）第一号行政代執行の停止決定をした。

右決定書は同日午後九時頃執行吏によって夜間送達されたが、同決定書の記載中に「当裁判所は被申立人代表者町長桜井武の意見を聞いた上右申立を相当と認め主文の通り決定する」と書いてあるが、当日町長桜井武は町議会及び農業委員会が開催されて居り前橋地裁へ出頭出来ないので七月一日まで出頭延期の旨申請し出頭しなかったのである。

然るに前記裁判官は夜間送達の非常手段に訴え出頭しなかったにもかかわらず、あたかも出頭して意見を述べたかの如き虚偽の記載のある決定書により本町の行はんとする行政代執行を停止してしまった。

右の事実は法律の擁護者である裁判所が自ら法を犯し堂々と虚偽の事実を公式決定書に記載して憚らないものであり、かゝる違法な決定は単に本町の利害のみならず、我が国司法の威信にも関するものであり、当町としては右事実を天下に公表し前記三名の裁判官を断呼^(ママ)として糾明するものである。

昭和三十八年七月三日

長野原町長

桜井 武

長野原町議会議長 萩原 繁胤

このように1963年の長野原町は、国土開発興業との裁判に明け暮れた。年明けの1964年1月の町報で、桜井町長は、63年を回顧して以下のように述べている⁽²⁹⁾。

強剛の国土開発興業KKを相手どり年間通しての裁判の年でありました。……略……相手国土会社は老練で強剛であつたので想像以上の反撃に合つて随分苦戦を致しました。其の結果は町道浅間線の封鎖問題にまで延び遂に浅間線はガードロープによつて遮断され宝の山鬼押出しの溶岩地帯は自分のものでありながら遂に開発事業が思うように出来ず傍観しているより仕様がなくなつたのであります。私共は私共の行わんとする町基本財産である浅間山麓町有地の溶岩地帯の観光開発事業が出来なくなると同時に町有地八百町歩の内国土の有料道路より浅間山寄りの参百町歩余は全く管理が出来なくなつたのであります。国土の有料道路は万里の長城の様相を呈し国土側の妨害によつて全く管理不能の状態となつたのであります。

国土計画興業との裁判が進んでいくと、長野原町は、自分の土地でありながら浅間山麓の町有地を思うように開発できず、町有地800町歩のうち国土開発興業の有料道路よりも浅間山寄りの300町歩余の町有地はまったく管理できなくなった。1963年8月下旬、長野原町は国土計画興業に対して、「立体交叉による一般自動車道の横断」を了承するよう申込んだ。これは、一般自動車法第73条の規定にもとづくもので、国土計画興業も「承知する」としばしば明言していたので、「目指す観光事業を一日も早く完成しなければならない」と考えて提案したのである。国土計画興業からは、「立体交差のみならず此の際全面的の和解をしてはとの返事があ」つた。

長野原町は、国土計画興業と9月19日に八王子裁判所、10月14日に軽井沢晴山ホテル、11月1日に長野原町役場で会談をもったが、国土計画興業は難題をもちかけ長野原町の提案を承諾しなかった。すなわち、「相手方国土よりは其の都度東急関係三社との契約を破棄せよとか、長野原町が行う観光事業は不当競争であるから断念してはどうかとの私共が企図している観光事業を全面的に否認する態度に出たのであ」つた。桜井町長は「皆さん私共は一般自動車道路を無料で貸したのであります。貸した土地が一般自動車道路敷である故を主張され、相手方が不利の時は之が横断が出来ないとは残念至極であります」と、町民に呼びかけた⁽³⁰⁾。

こうして、長野原町と国土計画興業との裁判は暗礁に乗り上げたが、1963年11月28日、桜井町長は「立体交叉を承認するかしないか。しなければ裁定を運輸大臣・建設大臣に申請」すると、最後通牒を突き付けた。それでも国土計画興業からは「全面和解の伴わない立体交叉は承知できない」との回答があつたので裁定の手続きに入り、事態は住田自動車道課長の仲裁にもつれ込んだ。

以上のような経過をたどって、1964年1月には和解の目処が立ち、4月2日の前橋地裁での和解をもって円満解決にいたつた。町長の桜井と町議会議長の萩原は、和解直後の4月27日、町議会に連名で以下のような声明書を提出した⁽³¹⁾。

声明書

昭和三十年六月以来、長野原町は国土計画興業株式会社との間に於て浅間山ろく町有土地八百余町歩の保全並びに町道浅間線保護のため数々の争訟を続けて来たが、昭和三十九年初頭運輸省のあっせんにより相互和解の基本条項が成り同年四月二日前橋地方裁判所に於て無事和解が成立するに至つた。

右和解条項の骨子は本町と国土会社の友好親善を基礎とし、町は国土会社に対し、一般自動車道敷地を貸し与え町道浅間線と一般自動車道とは、観光客の安全のため跨道橋による立体交差とし、その工事は相互に今年度観光季節の到来前に完成する趣旨のものである。

かえりみれば、満二ヶ年余に亘る係争中、隣接市町村、群馬県庁を始め、運輸、建設両省並びに警察、検察各庁に対し殊の他心配をかけ、とりわけ前橋地方裁判所の担当裁判官に対しては昭和三十八年七月本町が行う行政代執行停止決定を受けた際、右決定書前文には虚偽の記載があるとの理由で糺明する決議並びに公告をなしたことは見解の相異によるものでまことに遺憾にたえない処である。

関係各諸署の格別の御配慮により本町と国土会社との間に、昔日の平和がよみがえり本町の浅間山ろく観光開

発事業の前途に大きな希望が訪れて来た今日、本町は争訟のさなかにあつて幾多の迷惑をかけた前記諸官庁、諸団体に対し遺憾の意を表すると共に、前橋地方裁判所担当裁判官に対してなした前記決議公告等はこれを取消し併せて終始温かい理解と同情を寄せられた報道機関と観光客の皆様にも厚く御礼を申し上げる次第である。

本町多年の懸案になる名勝浅間牧場と鬼押し出しとを結ぶ観光開発事業も幾多曲折を経たが、いよいよ実現の運びとなり急速にこれが完成を期する予定であり、関係各位の絶大なる御支援を切望するものである。

おわりに

以上、本稿では『長野原町報』の記述を手がかりに、戦後長野原町の北軽井沢地区における観光開発について検討を加えてきた。長野原町は、草軽電気鉄道の廃業通告という事態に直面して、草軽東急資本（東急電鉄、東急観光、草軽電鉄）と共同で北軽井沢の観光開発に取り組み、地域の振興をはかろうとした。

しかし、箱根の観光開発などで東急資本と対立していた国土計画興業が、長野原町の浅間町有地での観光開発を妨害してきた³²。以降、長野原町と国土計画興業は北軽井沢の開発をめぐる長い闘争に入った。もとより本稿は中間報告的なものにすぎないが、長野原町役場が所有する膨大な町議会資料のなかに、この間の経緯を物語る記録が残されているので、さらに検討を進めていきたい。というのは、北軽井沢地区の観光開発については、本稿を執筆するにさいして参考にした松本和明らの研究があるが、それは国土計画興業（箱根土地）の経営戦略の解明に重点をおいたものといえる。本研究では、長野原町の動向を明らかにし、観光開発をめぐる地域と資本との関係を明らかにすることを課題としたい。

なお、本稿を執筆するにあたって、中村剛企画課長をはじめ、長野原町役場の職員の皆様に大変お世話になった。末筆ではあるが、ここからの謝意を申し上げる。

注

- (1) 草軽電気鉄道の起源は、黒岩忠四郎（望雲閣）、中沢市郎次（大坂屋）、市川善四郎（一井）、山本与平次（大東館）、黒岩誠一郎、湯本柳三郎（日新館）ら草津温泉の有力旅館主によって、1909年1月に設立が計画された草津興業株式会社（資本金・25万円）の草津～沓掛（のちの中軽井沢）間の軽便鉄敷設計画にある。草津興業は製紙業を主要事業とする会社で、製紙原料や製品を輸送するために軽便鉄道の敷設を計画したのであって、草津、万座、鹿沢、川原湯などの温泉への浴客の輸送は第2次的なものであった。軽便鉄道の敷設計画は1910年4月に特許されたが、草津興業の株式募集が進捗せず暗礁に乗り上げた。そこで、鉄道事業を製紙事業から切り離し、1912年9月に草津軽便鉄道として独立させた。1915年7月に新軽井沢～小瀬温泉間9.9kmが開業し、19年11月に嬭恋まで開業した。1924年2月に社名を草津電気鉄道と改称し、同年11月に新軽井沢～嬭恋間36.8kmが電化開業し、1926年9月に草津温泉までの全線55.5キロが開業した。草軽電気鉄道と名乗るのは1939年4月からであった。このように、設立以来しばしば社名を変更しているが、ここでは煩雑を避けるため「草軽電気鉄道」で統一する。
- (2) 長野原町誌編纂委員会編『長野原町誌』上巻、1976年、786頁。
- (3) 長野原線が開通したのは1945年1月であるが、このときは貨物営業のみであった。
- (4) 運輸審議会『草軽電気鉄道株式会社営業線一部廃止公聴会速記録』1950年11月13日、2頁。
- (5) 前掲『長野原町誌』上巻、1976年、786頁。
- (6) 前掲『長野原町誌』上巻、197頁。
- (7) 草軽電鉄は、1945年4月に東京急行電鉄の傘下に入っている。したがって、「草軽東急」とは「東急資本傘下の草軽電鉄」という程度の意味かと思われる。
- (8) 「議会の動き 浅間山麓町有地貸付問題等について」（『長野原町報』第62号、1956年8月1日、1頁）
- (9) 桜井武「年頭の辞」（『長野原町報』第67号、1957年1月1日、1頁。）
- (10) 桜井武「就任の辞」（『長野原町報』第83号、1958年5月5日、1～2頁）。
- (11) 「浅間山麓町有地視察（八月三日）」（『長野原町報』第97号、1959年8月15日、1頁）。
- (12) 桜井武「新農村建設事業の推進と山積する懸案の解決へ」（『長野原町報』第102号、1960年1月15日、1頁）。
- (13) 同上。
- (14) 長野原町第9区・第10区「町有地早期貸付促進陳情書」1960年3月3日（『長野原町誌』下巻、1976年、706頁）。
- (15) 浅間町有地貸付問題研究会「町有地貸与に関する趣意書」1960年3月2日（『長野原町誌』下巻、1976年、706～707頁）。
- (16) 「浅間山麓町有地開発契約案」（『長野原町報』第116号、1961年3月20日）。
- (17) 「東急側と相たずさえて開発へ 五年ぶり、町の基本方針なる」（『長野原町報』第118号、1961年5月20日、1頁）。
- (18) 桜井武「建設の年昭和三十七年 山積する事業の推進にご理解を 年頭に当り」（『長野原町報』第125号、1962年1月10日、1～2頁）。
- (19) 同上、1～2頁。

- 20) 桜井武「多難な昭和三十八年 諸問題解決に協力を 年頭のことば」(『長野原町報』第134号、1963年1月25日、1頁)。
- 21) 国土計画興業(箱根土地)の浅間山麓から草津・万座地域にかけての開発については、松本和明「上信越開発と地元資本」(大西健夫・他編『堤康次郎と西武グループの形成』知泉書館、2006年)、同「地域開発の戦略進化―箱根土地の事業展開―」(橘川武郎・島田昌和編『進化の経営史―人と組織のフレキシビリティ―』有斐閣、2008年)を参照のこと。
- 22) 長野原町長桜井武「議第一号 町道妨害事件告訴について」1963年5月10日提出(長野原町『昭和三十八年度 議事録綴』)。
- 23) 長野原町長桜井武「議第一号 通行妨害事件に対する行政代執行の適用について」1963年5月18日提出(長野原町『昭和三十八年度 議事録綴』)。
- 24) 長野原町長桜井武「議第二号 町道通行確保の仮処分申請について」1963年5月18日提出(長野原町『昭和三十八年度 議事録綴』)。
- 25) 長野原町長桜井武「昭和三十八年専決第三号 行政代執行後の妨害禁止仮処分申請について」1963年6月 日(長野原町『昭和三十八年度 議事録綴』)。
- 26) 長野原町長桜井武「議第一号 裁判官告訴ノ件」1963年7月3日提出(長野原町『昭和三十八年度 議事録綴』)。
- 27) 長野原町長桜井武「議第二号 公文書虚偽記載をした裁判官を国会の裁判官弾劾機関に提訴することについて」1963年7月3日提出(長野原町『昭和三十八年度 議事録綴』)。
- 28) 長野原町長桜井武・長野原町議会議長萩原繁胤「決議第一号 声明書決議について」1963年7月3日提出(長野原町『昭和三十八年度 議事録綴』)。
- 29) 長野原町長桜井武「苦難に堪えて 新しい年を飛躍の年に」(『長野原町報』第141号、1964年1月20日、1頁)。
- 30) 「苦難に堪えて新しい都市を飛躍の年に」(『長野原町報』第141号、1964年1月20日、1頁)。
- 31) 長野原町長桜井武「議第三号 声明書の決議について」1964年4月27日提出(長野原町『昭和三十九年度 議事録綴』)。
- 32) 戦後の堤康次郎(西武)と五島慶太(東急)との箱根での観光開発競争は「箱根山戦争」として知られ、獅子文六の小説『箱根山』(新潮社、1962年)に興味深く描かれている。堤と五島は、箱根以外でも熾烈な競争を展開しており、本稿で検討の対象としている浅間山麓での開発競争も、箱根山戦争の延長線上に位置づけられる。